型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A14－42	電動アシスト自転車 ＴＡＳＫＡＬ－ＬＹ26Ｌ	神田無線電機株式会社 東京都港区芝２－７－17住友芝公園ビル15階
交　A14－43	折りたたみ式電動アシスト自転車 ＫＨ－ＤＣＹ310	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598－11
交　A14－44	折りたたみ式電動アシスト自転車 ＫＨ－ＤＣＹ200	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598－11
交　A14－45	パスピエ　タウン ＴＨ26－0003	株式会社アイジュ 富山県砺波市東石丸397番地７
交　A14－46	パスピエ　アレス ＴＨ26－0005	株式会社アイジュ 富山県砺波市東石丸397番地７
交　A14－47	ブリヂストンアシスタ A89	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A14－48	ヤマハパス X973	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14－49	ヤマハパス X977	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

○国家公安委員会告示第四十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十六年七月二十三日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月八日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K14－6	ＪＷスウィング ＸＯＥ３－Ｐ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

○総務省告示第二百六十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の二の六第二項の規定に基づく特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者の名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年八月八日

総務大臣　新藤　義孝

変更年月日	変更後の認定を受けた者の名称	変更前の認定を受けた者の名称
平成二十六年七月一日	ワイモバイル株式会社	イー・アクセス株式会社

○政治資金適正化委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年八月八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録年月日
四六七九	二六、七、二五	彦坂　昌
四六八〇	二六、七、二五	中村　義行
四六八一	二六、七、二五	米倉　弘之
四六八二	二六、七、二五	松本　英徳
四六八三	二六、七、二五	清水　仁
四六八四	二六、七、二五	丸山みさえ
四六八五	二六、七、二五	平野　賢司
四六八六	二六、七、二五	横倉　仁
四六八七	二六、七、二五	竹内　彰志
四六八八	二六、七、二五	山村　博生
四六八九	二六、七、二五	坂本　忠進
四六九〇	二六、七、二五	御厨　一紀

○政治資金適正化委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年八月八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
四五九	金澤　郁哉　二六、七、二九		本人からの申請
一四〇三	谷口　文夫　二六、五、一九		政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○厚生労働省告示第三百二十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示する。ただし、この告示による改正後の都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の規定は、平成二十六年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用し、平成二十五年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十六年八月八日

厚生労働大臣　田村　憲久

表の上欄中「（目）　児童保護費等負担金（目細）　児童保護措置費負担金（障害児入所措置費及び障害児入所給付費等並びに旧障害児施設給付費等を除く。）（市町村（特別区を含む。）に係るものに限る。）」を「（目）　障害児入所給付費等負担金（障害児入所措置費及び障害児入所給付費等を除く。）（市町村（特別区を含む。）に係るものに限る。）」に、「（目）　障害者医療費負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」を「（目）　障害者医療費負担金（市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十二号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第六条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の金額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十六年八月八日

厚生労働大臣　田村　憲久

表ビル設備管理の項の次に次のように加える。

機械保全	
公益社団法人日本プラントメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの	
一　特級	一五、四〇〇円
実技試験	四、〇〇〇円
学科試験	